

# 産業再生特区制度のご案内

産業再生特区制度は、地方公共団体が東日本大震災特別区域法に基づく計画を作成し、国からの認定を受けた場合に、様々な特例措置が受けられる制度です。

水戸市では、平成24年3月9日に国から認定を受けた「茨城産業再生特区計画（復興推進計画）」を活用し、水戸市の「復興産業集積区域（水戸駅前・上市地区復興産業集積区域）」において、機械や装置・建物等の取得や被災者の雇用等の事業を行う法人もしくは個人事業者が、業種等の要件を満たす場合、税制上の特例措置を受けられます。

## ■ 対象となる事業

計画に定められた「復興産業集積区域（水戸駅前・上市地区復興産業集積区域）」において、対象業種に該当する事業を営む法人及び個人事業者が行う雇用機会の確保に寄与する事業（機械や装置・建物等の取得や被災者の雇用）。

### ●対象業種

復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

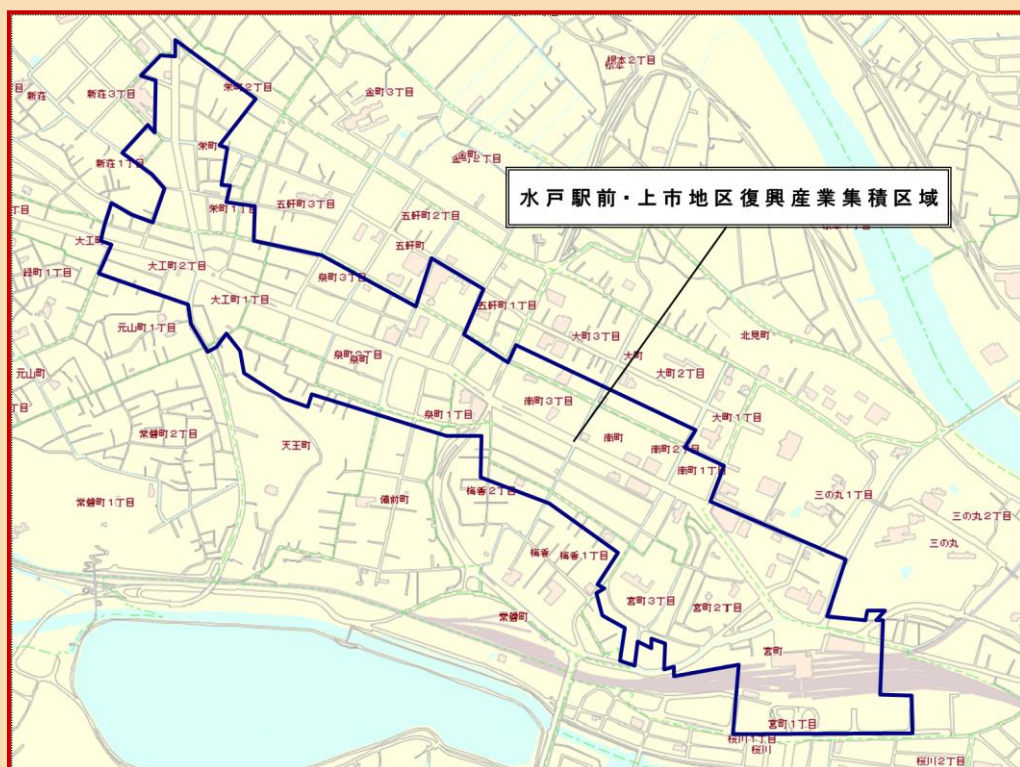
- |                   |                  |            |
|-------------------|------------------|------------|
| 56 各種商品小売業        | 59 機械器具小売業       | 60 その他の小売業 |
| 57 織物・衣類・身の回り品小売業 | (592 自転車小売業、     | 75 宿泊業     |
| 58 飲食料品小売業        | 593 機械器具小売業に限る。) | 76 飲食店     |

復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す上記の業種の主要関連業種

### 上記の業種に係るデザイン業、広告業等の以下の業種

- |                                |                                   |
|--------------------------------|-----------------------------------|
| 09 食料品製造業                      | 79 その他の生活関連サービス業                  |
| 3922 情報提供サービス業                 | (795 火葬・墓地管理業、796 冠婚葬祭業を除く。)      |
| 72 専門サービス業                     | 80 娯楽業                            |
| (726 デザイン業、7293 通訳業、通訳案内業に限る。) | (803 競輪・競馬等の競走場、競技団及び806 遊技場を除く。) |
| 73 広告業                         | 82 その他の教育、学習支援業                   |
| 78 洗濯・理容・美容・浴場業                | (824 教養・技能教授業に限る。)                |
| (782 理容業及び783 美容業に限る。)         | 83 医療業                            |

### ●復興産業集積区域（水戸駅前・上市地区復興産業集積区域）



## ■ 税制上の特例措置

### 【国税】

**特別償却**  
／  
**税額控除**  
(法 37 条)

機械や装置、建物などを取得した場合に、特別償却または税額控除ができます。

	特別償却		選択適用	税額控除	
	H28. 4. 1～H31. 3. 31	H31. 4. 1～H33. 3. 31		H28. 4. 1～H31. 3. 31	H31. 4. 1～H33. 3. 31
機械装置	50%	34%	↑	15%	10%
建物等	25%	17%		8%	6%

※税額控除は法人税額の 20%が限度。ただし、4 年間の繰り越しが可能。

↑  
選択適用

**法人税特別控除**  
(法 38 条)

被災雇用者等に対する給与等支給額について、税額控除できます。

雇用等している被災者に対する給与等支給額の税額控除		
指定日	H28. 4. 1～H31. 3. 31	H31. 4. 1～H33. 3. 31
控除率	10%	7%

※指定後 5 年間、税額の 20%が限度。

**研究開発税制**  
(法 39 条)

開発用資産を取得した場合に、特別償却および税額控除ができます。

開発研究用資産について特別償却 (上記法 37 条の機械装置に係る特別償却率と同じ)	+	左記開発研究用資産の償却費の 10～30%を税額控除 (最大、税額の 30%控除)
---	---	---

※上記 2 種の選択適用の特例と併せて適用可能。

### 【地方税】

**県税**

【お問い合わせ先】  
水戸県事務所

**個人事業税/法人事業税**…対象施設等を事業の用に供した日の属する年（年度）以後 5 ヶ年の各年（年度）の所得又は収入金額のうち、当該対象施設等に係る従業者数等の割合に応じて計算した額に対して課する事業税を免除。

**不動産取得税**…対象施設等である家屋及びその敷地である土地に対して課する不動産取得税を免除。  
※ただし、土地に係る課税免除は、土地取得の日の翌日から起算して 1 年以内に、当該土地に対象施設等である家屋の建設の着手が必要です。

**県税分固定資産税**…対象施設等である大規模償却資産に対して、県から固定資産税が課税されている場合には、新たに固定資産税が課されることとなった年度以後、5 ヶ年度分の大規模固定資産に対して課する固定資産税を免除。

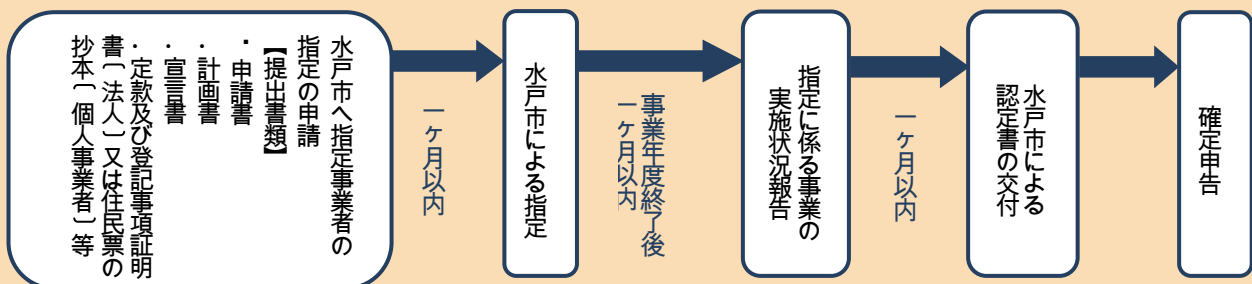
**市税**

【お問い合わせ先】  
水戸市資産課

**固定資産税**…対象施設等を事業の用に供した日の属する年の翌年度以後 5 年分の、対象施設等である家屋及びその敷地である土地並びに、償却資産に対して課する固定資産税等を免除。  
※ただし、土地に係る課税免除は、土地取得の日の翌日から起算して 1 年以内に、当該土地に対象施設等である家屋の建設の着手が必要です。  
※課税免除の対象となるのは、**平成 33 年 3 月 31 日までに取得**した対象施設等に限ります。

## ■ 手続き

上記の適用を受けるには、特例措置に応じた申請書、計画書および宣誓書を提出し、水戸市から「指定」を受ける必要があります。その後、各事業年度終了後に復興推進事業に係る報告書を提出し、水戸市から認定を受け、税務署等へ確定申告を行うことにより、税制上の特例措置を受けることができます。



## ■ 申請窓口

水戸市産業経済部商工課

住所：水戸市三の丸 1 丁目 5 番 48 号 水戸市役所三の丸臨時庁舎 3 階

電話：029-232-9185 E-mail：commerce@city.mito.lg.jp